

鹿児島県特定有人国境離島地域の地域社会維持に関する計画の概要(令和4~8年度)

離島振興課

計画の根拠

- ・ 有人国境離島法(平成29年4月1日施行)第10条に基づき、県内の特定有人国境離島地域の地域社会の維持のための取組を推進するため、県計画を平成29年度に策定。
- ・ 有人国境離島法は10年の時限立法であり、平成29年度を初年度とした5箇年の計画を「前期計画」とし、今回、令和4年度を初年度とした5箇年の「後期計画」を定めるものである。

計画の趣旨・背景

- ・ 本県は、南北600kmにわたる温帯から亜熱帯までの広大な県域に多数の有人離島を有しており、その多くは本土から遠隔の外海離島である。
- これらの離島は、我が国の領海や排他的経済水域等の保全等を図る上で、重要な役割を果たしているが、近年、我が国周辺海空域においては、近隣諸国の海洋活動や安全保障の観点から看過できない海洋進出が活発化しており、従来以上に、離島の保全・管理を適切に実施していくことが必要となっている。
- このような中、有人国境離島法が制定され、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別の措置が講じられることとなった。

主な重要業績評価指標(KPI)及び成果目標

重要業績評価指標	地域名	現況値 ※	参考 (R2)	前期目標値 (R3)	後期目標値 (R8)
人口の社会増減 (単位:人) ※当初現況値はH27~28の平均	甬島列島	▲58	▲41	▲29	0
	種子島	▲206	▲256	▲103	0
	屋久島	▲132	▲50	▲66	0
	三島	4	12	4	4
	吐噶喇列島	5	11	5	5
農林水産業生産額 (単位:百万円) ※当初現況値はH25~27の平均	甬島列島	648	573	648	721
	種子島	15,947	14,094	15,947	15,947
	屋久島	1,906	1,879	1,906	1,906
	三島	153	141	153	153
	吐噶喇列島	283	296	283	339
年間延べ宿泊者数 (単位:千人) ※当初現況値はH25~27の平均	甬島列島	32	27	40	32
	種子島	140	104	175	144
	屋久島	420	206	500	432
	三島	6	2	7	6
	吐噶喇列島	4	0	5	4

※重要業績評価指標として、上記指標以外に、「農林水産業新規就業者数」、「新規雇用者数」、「航路・航空輸送旅客数」を定めている。

計画の基本的方針

計画の意義

特定有人国境離島地域において活動拠点としての機能を維持するため、地域社会の維持のための取組を推進。

計画の方向(国の基本的方針)

特定有人国境離島地域において、ヒトが交流し、それによってモノ・カネが対流し、島内経済が拡大する地域社会の実現を目指すため、以下の3つの施策の方向性を踏まえ、総括的に取り組む。

1 人の往来・物の移動に係る条件不利性の緩和

特に外海遠隔離島であることによって生じている人の往来・物の移動に関する条件の不利性を緩和すること。

2 交流促進のためのきっかけづくり

地域外の人々に対して、特定有人国境離島地域に観光で訪れたい、移住して起業したい又は働きたいというきっかけをつくること。

3 島の魅力の再発見と島での人づくりの推進

地域外との交流を通じて、島の魅力を再発見し高めるとともに、島における「人づくり」を進めること。

計画期間

令和4年度から令和8年度までの5箇年

対象地域

5地域17島(甬島列島、種子島、屋久島、三島、吐噶喇列島)

基本目標

令和8年度に向けて、本県の特定有人国境離島地域における人口の社会増となる状態を実現する。

地域社会の維持に関する施策

1 航路・航空路運賃の低廉化

➤ 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金(以下「交付金」という。)を活用し、住民及びこれに準ずる者を対象に、本土と連絡する定期航路の運賃について、フェリーはJR在来線並み、高速船等はJR特急自由席並みまで、定期航空路の運賃について、新幹線並みまでの低廉化を図る。

2 物資の費用の負担軽減

➤ 物資の費用負担の軽減を図るため、交付金及び離島活性化交付金を活用し、農水産物及び戦略産品の移出に係る輸送コストの低廉化を支援するとともに、当該産品の原材料等の移入に係る輸送コストの低廉化を支援する。

➤ 関係機関等と連携しながら、石油製品をはじめとする生活又は事業活動に必要な物資について、本土との価格差の解消に向けた取組の充実を図られるよう取り組む。

➤ 島内に自動車整備工場がなく、車両を島外に輸送しなければ車検を受けられない離島については、島外車検に伴う車両航送費の負担軽減を図るための支援措置の実現に向けて取り組む。

3 雇用機会の拡充

- (1) 農林水産業の再生
 - 農水産物等の販路拡大・付加価値向上
 - 各地域の特産品のブランド化を図り、販路拡大の取組を進める。
 - 担い手確保・育成対策
 - 新規就農(予定)者に対し、就農前の研修段階及び就農直後の経営確立に資する資金を交付する。
- (2) 創業・事業拡大等の促進
 - 交付金を活用し、民間事業者等が雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う場合に必要の事業資金を支援する。
- (3) 滞在型観光の促進
 - 交付金を活用しながら、「もう1泊したい」と旅行者に思わせるような、島ならではの食や体験といった旅行商品の造成等を支援する。

4 安定的な漁業経営の確保等

➤ 離島漁業再生支援交付金等を活用し、漁業集落が行う種苗放流や藻場造成、加工品開発等を支援する。

その他地域社会の維持に関し必要な事項

- 国との連携による効果的な展開
- 市町村との連携 など